未来に残す東京の農地プロジェクト実施要綱

制定　令和５年３月 24 日付　４産労農振第 2820 号
改正　令和７年３月 25 日付　６産労農振第 2632 号

第１　事業目的

都内の農地は、相続等を原因として年々減少を続けている。さらに農家数の減少や農業従事者の高齢化等、東京の農地を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい局面を迎えている。

そこで、現況非農地から農地への転換や、遊休農地や低利用農地の再生、農地が持つ多面的機能を発揮するために必要な施設整備、農的空間を確保するための整備、農地保全に資するソフト事業に対し支援することで、東京の農地の確保及び保全、その有効活用を図っていく。

第２　事業内容

区市町村が作成する実施計画により、以下に記載した整備等への支援を実施する。

１　農地創出型

農地や農的空間としての利用を目的として、現況非農地を整地・整備し、農地等の面積を増加させる整備

２　農地再生型

貸借や購入等した遊休農地又は条件が悪く貸借が進まない農地を再生利用するための整備や、後継者の就農等に伴う作目転換を促進するための整備

３　生活環境型

農地が持つ多面的機能を十分に発揮し、地域と調和した農地として保全していくために必要な施設整備

４　防災安全型

農地が持つ防災機能を向上するための施設整備

５　公的利用型

区市町村が所有する土地における市民農園や農業公園などの整備

６　推進支援型

１～５の支援型の実施に係る設計や調査、農地保全に係る広報活動、農業体験農園開設時に行うＰＲ活動等への支援

第３　交付対象及び事業実施主体

補助金の交付対象は都内全ての区市町村とする。また、都から補助を受けるか、区市町村から間接補助を受け、第２に定めた事業を実施するもの（以下「事業実施主体」という。）とする。なお、事業実施主体は支援型ごとに知事が別に定めるところによるものとする。

第４　実施計画

１　実施計画の策定

本事業を実施しようとする区市町村長は、「実施計画」を策定するものとする。

２　実施計画の承認

区市町村長は、実施計画を知事に提出して、その承認を受けるものとする。

３　実施計画の変更

区市町村長は、知事の承認を受けた実施計画について変更を行なう場合は、２の規定を準用するものとする。

第５　事業の実施

１　交付期間について

事業の実施については原則単年度とする。（ただし、別に知事が定める要件を満たした場合はこの限りではない。）

２　他事業との連携について

本事業の実施に当たっては、事業の効率的、効果的な推進を図る観点から、農業振興等に関する区市町村の総合的な計画に則するほか、認定農業者の育成対策、農業者の経営力強化に関する計画、防災、福祉、土地改良事業等の関連する計画・施策との調整、連携等に十分留意し実施するものとする。

第６　推進指導

１　都の推進指導体制

都は、区市町村が地域の実情に応じて事業を効果的かつ適正に実施できるよう、別に定めるところにより「未来に残す東京の農地プロジェクト評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、区市町村、事業実施主体等に対する推進指導体制を整備するものとする。

２　区市町村の推進指導体制

区市町村長は、関連する計画・施策との連携を考慮しながら、地域の実情に応じて事業を効果的かつ適正に実施するための推進体制を整備するものとする。

第７　助成措置

都は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について区市町村に対し助成するものとする。

第８　補助金交付決定前の着手

１　交付対象事業の着手は原則として、交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その具体的理由を記載した交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

２　事業実施主体は、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となるこ

とを了知の上で行うものとする。

第９　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附　則（令和５年３月 24 日付４産労農振第 2820 号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月 25 日付６産労農振第 2632 号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。